基山フューチャーセンターラボ　会則

（名 称）

第１条 本会は、基山フューチャーセンターラボと称する。

（目的及び組織）

第２条 本会は、佐賀県基山町内における未来の価値を生み出す、多世代･多機能な場づくりを創出することを目的とする。

（事 業）

第３条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

（１） 「アンテナショップ」を運営すること。

（２） 「地域円卓会議」を行うこと。

（３） 「まちゼミ」を開催すること。

（４） 「きやまコンシェルジュ養成講座」を開催すること。

（５）　「地（知）の拠点づくり」を行うこと。

（役 員）

第４条 本会に次の役員をおく。

会 長 １ 名、 副会長 若干名、 会計　　１　名

（役員の選出）

第５条 会長・副会長・会計は、総会において選出する。

２　会長および副会長は、会員の互選とする。

（役員の任期）

第６条 役員の任期は２年とする。ただし再任を妨げない。補欠により選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

２　役員は、任期終了後でも後任者が就任するまではその職務を行わなければならない。

（役員の任務）

第７条 会長は、本会を代表して会務を掌る。

２　副会長は会長を補佐し、会長事故あるときは職務を代理する。

３　会計は、本会の会計を担う。

（顧問及び参与）

第８条 本会に、顧問及び参与をおくことができる。

２　顧問及び参与は、会長が会員にはかりこれを推薦する。

（経　費　等）

第１０条 本会の経費は、会費・助成金・寄付金その他の収入をもってあてる。

２　会費は、会員ごとに月額○○○円とし、毎月５日までに納入するものとする。ただし、会長が特別の事由により会費納入の遅延を許可する場合はこれを妨げない。

（事業年度）

第１１条 本会の事業年度は、毎年４月１日から翌年３月３１日までとする。

（そ　の　他）

第１２条 この会則の施行にあたり必要な事項は会長が会員にはかり別に定める。

　附 則

本会則は、平成２７年　４月　１日より施行する。